

平成20年第9回葛巻町議会定例会会議録（第1号）目次

【開会】	1
諸報告	
・ 例月現金出納検査報告書の配付	
・ 陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号の配付	
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【会期の決定】	1
日程第2 会期の決定	
【請願審査結果報告・採決】	2
日程第3 請願第4号 教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願	
日程第4 請願第5号 義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を 求める請願	
【請願審査付託】	3
日程第5 請願第6号 公契約法制定など、公共工事における建設労働者の適正な 労働条件の確保に関する請願	
【議案第1号～議案第11号の上程、説明】	3
日程第6 議案第1号 平成20年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）	
日程第7 議案第2号 平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	
日程第8 議案第3号 平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第9 議案第4号 平成20年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第1号）	
日程第10 議案第5号 平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第11 議案第6号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
日程第12 議案第7号 農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例	
日程第13 議案第8号 町営住宅条例の一部を改正する条例	
日程第14 議案第9号 葛巻町統計調査条例の一部を改正する条例	
日程第15 議案第10号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関 し議決を求めることについて	
日程第16 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて	

【 一般質問 】

日程第 17 一般質問

- 1 2 番 鈴 木 満 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（ 1 ） 自動体外式除細動器（ A E D ）の設置について

- 2 1 番 柴 田 勇 雄 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（ 1 ） 葛巻病院の経営状況等について
（ 2 ） 町内介護施設への入所待機者の現状とその対応について

- 3 4 番 小谷地 喜代治 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（ 1 ） 行政改革大綱の進捗状況と見通しについて
（ 2 ） 農家経営の支援策について

平成20年第9回葛巻町議会定例会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成20年11月21日(金)					
招集年月日	平成20年12月10日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成20年12月10日～平成20年12月15日 6日間					
会議の月日	平成20年12月10日(水) 開会10時00分 閉会14時29分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1 番	柴田 勇雄		4 番	小谷地 喜代治	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 渕 文雄
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	教育長	村木 登	病院事務局長	鳩岡 修
	監査委員	橘 隆	農業委員会事務局長	荒谷 重
	総務企画課長	野頭 諭	総務企画課総務室長	村中英治
	住民会計課長	村上 久男	総務企画課総合政策室長	丹内 勉
	健康福祉課長	山形 米蔵	総務企画課財政係長	大久保 栄作
	農林環境エネルギー課長	入月 俊昭		

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから平成20年第9回葛巻町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

これから今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

日程に入るに先立ち諸報告をします。

例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しています。ご参照願います。

次に陳情第3号、陳情第4号および陳情第5号の町税条例の改正についての陳情について、陳情第6号、介護保険制度の改善を求める陳情書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配付の扱いとします。

以上で諸報告を終わります。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長から、1番、柴田勇雄君、4番、小谷地喜代治君を指名します。

次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期について、12月1日に本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、姉帯春治君。

議会運営委員長 (姉帯春治君)

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について報告します。

12月1日午後1時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、議事日程等について協議しました。その結果、会期は本日12月10日から15日までの6日間とし、会期内の日程は議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長 (中崎和久君)

これで議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日10日から12月15日までの6日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの6日間と決定しました。

なお会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりで

す。ご承知願います。

次に日程第3、請願第4号、教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願および日程第4、請願第5号、義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める請願については、9月定例会において輝くふるさと常任委員会へ審査を付託し、閉会中の継続審査としておりましたので、その審査結果について輝くふるさと常任委員長の報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、高宮一明君。

輝くふるさと常任委員長（高宮一明君）

輝くふるさと常任委員会の審査結果について報告します。

本委員会に付託された請願は、審査の結果次のとおり決定したので葛巻町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

配付しております輝くふるさと常任委員会請願審査結果報告書をご覧くださいと思います。

請願第4号、教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願、審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決定しました。請願第5号、義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める請願、審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決定しました。輝くふるさと常任委員会では、以上のとおり決定したので報告します。平成20年12月10日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員会委員長、高宮一明。

議長（中崎和久君）

輝くふるさと常任委員長の報告が終わりました。

お諮りします。請願第4号および請願第5号は、輝くふるさと常任委員会で質疑を行っていますので、質疑、討論を省略し、採決に移りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより請願第4号を採決します。

輝くふるさと常任委員会審査報告書をご覧ください。

この採決は起立によって行います。日程第3、請願第4号、教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願について、委員長の報告は賛成全員をもって採択すべきであります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第4号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

次に日程第4、請願第5号、義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める請願について、委員長の報告は賛成全員をもって採択すべきであります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第5号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

次に日程第5、請願第6号、公契約法制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願については、議会運営委員会の協議を踏まえ、輝くふるさと常任委員会に調査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第6号、公契約法制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました請願第6号については、議会運営委員会の協議を踏まえ閉会中継続調査とし、3月定例会本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第6号は閉会中の継続審査とし、3月定例会本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に日程第6、議案第1号、平成20年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)から、日程第16、議案第11号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの11議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までの11議案を一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長(野頭諭君)

(議案書説明)

議長(中崎和久君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第1号から議案第11号までの11議案については、輝くふるさと常任委員会に付託のうえ審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までの11議案の審査については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました議案第1号から議案

第11号までについて、今会期中に審査を終え、12月15日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までについては、12月15日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

なお、議案第1号から議案第11号までの審査は、12月11日午前10時から行いますので、ご承知願います。

ここで11時まで休憩します。

(休憩時刻 10時47分)

(再開時刻 11時00分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第17、一般質問を行います。

今回の定例会には3名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質疑、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質疑、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に2番、鈴木満君。

2番 (鈴木満君)

私は自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置について質問いたします。国内におけるAEDの設置は、ここ数年急速に進んでおり、当初は空港や飛行機内、ホテルなどの公共機関に広く設置され、万一の事態が発生した際には、その場に居合わせた人が自由に使えるようになっております。かつて国内では一部でしか使用が認められていなかったわけですが、平成15年になって、ようやく救急救命隊に使用が認められ、平成16年には一般住民にも使えるようになりました。

国内において、数万人の方々が心臓突然死で亡くなっていると言われておりますが、その多くは心室細動という不整脈によるものとされています。心室細動の場合、一刻も早く電氣的除細動を施行することが必要とされており、救急車の到着前にAEDを使用した場合、救急隊員や医師が駆けつけてからAEDを使用するよりも、救命率が数倍も高いということが明らかになっております。こうしたことから、AEDを多数設置するとともに、1人でも多くの方々にAEDに関する知識を有することが非常に重要であると考えます。以上のこと等を踏まえ、次の3点について伺います。1点目は町

内の小、中、高校への設置状況はどうなっているか。2点目は他の施設の状況は。3点目は今後の設置予定は、どのように考えているのか。以上3点についてお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

それでは、ただいまの鈴木満議員のご質問に対し、お答えをいたします。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置等に関するご質問にお答えをいたします。日本においては、年間5万から7万人の方が心臓突然死で亡くなっていると言われておりますが、その多くは心臓の筋肉がけいれんをし、ポンプとして血液を送り出せなくなる心室細動という不整脈によるものとされております。心室細動が発生してから命が助かる率は、1分経過するごとに約10パーセントずつ低下すると言われております。これに対する治療法で、現在最も有効的とされているのが電気ショックを与え、細動を取り除くことができる自動体外式除細動器、いわゆるAEDを用いた心肺蘇生法と言われております。平成16年7月から一般の方々の使用が認められて以来、人が多く集まる公共施設等での設置が全国的に増えております。

ちなみに岩手県内における設置状況であります。県医療国保課の資料によりますと、本年9月現在、35市町村の設置箇所数372か所、設置台数495台となっております。

本町における設置状況ですが、小、中、高校につきましては、葛巻高校に1台のみの設置となっております。次に、その他の施設の設置状況でございますが、総合センター、社会体育館、グリーンテージくずまき、プラトー、葛巻病院、葛巻分署、高砂荘、西島医院、アットホームくずまきの9か所に10台の設置を確認いたしております。また、今後の設置予定についてであります。町としましても町民の皆様が安心して暮らすことができる保健医療の環境整備を進めるうえで、AEDの設置とその普及は有効かつ必要な対策と考えております。今後関係機関との連携を図りながら、学校施設を中心に設置を進めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

学校設置の施設では葛巻高校のみということでございますが、どうして小学校、中学校にも設置しなかったのか。その理由をお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

基本的には財政的なことになってしまいますが、必要なことは重々認識をしております。ただ、日頃から学校には養護教諭もおりますし、そういった心肺蘇生法等の対応も、しっかりと研修等も学んでおりますので、これから必要なものとして整備をしていかなければなりません、そういった対策をとりながら進めてきたというのが現状であります。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

今町長の答弁で35市町村の台数をお聞きしましたけども、非常に対応が我が町は遅いのではないかとこのように私は思いますけども、積極的に小学校、中学校に設置していただくというわけがございますけども、今後どのように進めていくのか。その方向性などをお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

AEDの設置につきまして、私どもでお答えできる部分は学校施設、あるいは社会体育館だとか、社会体育施設になろうかなというふうに思います。その中で、先ほども町長からご答弁申し上げましたが、16年7月から誰でも使えるようになった。そのことを受けまして総合センターであったり、社会体育館、運動公園のそばにはグリーンテージがありますが、グリーンテージにも設置しております。また、比較的たくさんの人たちが集まって行事をするプラトーンにも設置してあります。そういった意味では、社会教育を通じての様々な人たちが集まる場所には設置をしているのかなというふうに思っております。また、葛巻小、中学校につきましては、町立病院がすぐそばにあたり、総合センターが近かったり、そういうふうな利点もありますので、当面考えていかなければならないのは、それぞれの地域に置いていないような学校、吉ヶ沢、小屋瀬といった周りにそういった施設がなく、そばに設置がないと、そういう学校については優先的に設置をしていかなければならないだろうというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

今次長からの答弁で、様々なイベントとか人が集まる場所、またスポーツ関係等の行

事等、そういう集まる場所には今後そういうのが、ぜひ必要だと思いますし、これまでそういう人が集まる場所、イベント等には、そういうAEDの貸し出しというのはしておったのか。その対応はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

先ほども答弁いたしました、たくさんの人たちが集まる場所には、実際に設置がしてあります。心配されるのはどちらかといいますと、ない、野外の活動、例えば登山であったり、キャンプであったり、野外の活動なんかが心配される場所ですが、そういったものに対する貸し出しという事例は、まだございません。もちろん必要性も分かりますが、そういった野外の活動については、当然機械を用いたものだけではなく、心肺蘇生法等をしっかり学んだ人たちの対応であったり、まず、できる対策をとってやっていただくというふうな基本で考えておりますので、私が調査した部分といいますか、これまで認識する中では貸し出しということは行っておりません。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

今後この設置に向けて町内の企業、団体への要請なり、寄贈等の考えはどうか、お聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

これまでの実績という部分につきまして、総合センターにつきましては社会福祉協議会が日本赤十字社から寄贈を受けたものを総合センターに設置をしております。また、19年度に葛巻ライオンズクラブさんが創立40周年を迎えたと、その記念に3台寄贈をいただきまして、それを社会体育館、グリーンテージ、プラトリーに設置をしております。そういった依頼もしていきますが、全体的な部分については町当局の方から答弁されると思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答え申し上げます。今町長からも答弁申し上げましたように、小、中学校の部分が大変、この対策が遅れておるわけですが、それから今教育委員会の方からもご答弁申し上げましたとおりでございますが、これにつきましては緊急に対応させていただきたいと、このように思っておりますし、そしてまた、それ以外の施設等においても、多くの方々が集まるような施設といいますか、そういうところにも順次その整備を図ってまいりたいと、このように思っております。そういう中に皆様方からの、何ていいますか、設置の要請といいますか、併せていろいろ検討させていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

今次長からの答弁で社会福祉協議会からもということでありましたけれども、やはり私は町と社会福祉協議会が、もっと手を組むといいますか、もっともっと連携して、そういう要請等をしていった方が町民も理解するのではないかと。理解が高まるのではないかと。この連携については、さらなる要望等をしていただきたいと思いますけれども、町として、そのことについてもう一度お聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

社会福祉協議会との連携ということでございますが、これにつきましては町民からの福祉基金ということで、その活用等につきましても、社会福祉協議会としてもいろいろ検討していただいております。そしてまた、今回ぬくもり助成事業ということで、12月の今回の補正にもご提案を申し上げておるところでございますが、これにつきましても今回は緊急な、その対策といたしまして、原油の高騰等、灯油、燃料の高騰等の影響が様々な分野に影響している、諸物価に影響していると、そういったふうなこともございまして、今回もその助成を進めていくことにしておりますが、この際にも社会福祉協議会ともいろいろ協議をいたしまして、社会福祉協議会としても、町の方からは1世帯当たり6,000円ということで、今回の予算を提案しているわけですが、社会福祉協議会の方といたしましても2,000円ほどの支援をしていくべく方向に今あるということをお伺いしておりますので、そういう喫緊の課題等にも一緒に連携しながら対応しているところでございます。今後一層今のようなご意見等も踏まえながら、連携を図りながら、その対策を講じてまいりたいと、このように思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

このようにAEDの設置をぜひ進めていってほしいと思いますけども、同時に町民のAEDに対する知識、理解が必要であるというように考えますけども、設置したはいいが、使い方が分からない、使用法が分からないのでは、これは設置した意味がないわけでございます。やはり、このことにつきまして講習会等を数多く開催していくべきだと思いますが、このことについて考えをお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

AEDが設置された。しかし十分に使えないという例があっては、不幸な事態になるものでございます。これまで町といたしましては葛巻分署と連携しながら、分署におきまして消防団員、あるいは婦人消防協力隊の隊員等を中心とした心肺蘇生法、あるいはAED等の講習会等を毎年9月ころ実施してきたところでございます。また、自治会や婦人会、あるいはPTAなど、さらには企業なども含めながら講習会を開催してくれというふうなPRをしながら、これまで取り組んできているところでございます。したがって、今後とも自治会を中心としたAEDに対する知識、あるいは理解を深める運動、啓もう、講習会を今後さらに拡大しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

ぜひ講習会、勉強会を、やはり地域住民の方も一緒になって、数多くの参加を呼びかけていただいて、実施していただきたいなというふうに思います。

AEDは金額にしますと約300,000円という高額な機器ではございますけども、尊い命を救うことを考えますと、決して高くないというふうに私は思っております。今後計画的に設置していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（中崎和久君）

次に1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

私からは、次の2項目について質問をいたします。

最初に葛巻病院の経営状況等について伺います。公立病院を取り巻く環境は医師不足

に加え、相次ぐ診療報酬の引き下げと人件費に圧迫され、全国的にその8割が慢性赤字経営の実態にあります。同時に開設者である自治体の財政ひっぱくから、今民間病院への転換が進められているとともに入院ベッドの無床、診療所化や大幅縮小化の方向となっております。特に中山間地域の町村や過疎地域の赤字自治体病院は、廃止と存続の危機に立たされるなど、大変苦しい経営を余儀なくされております。

ご多分に漏れず、独立採算と自立した経営を目指す町立葛巻病院の運営も、また一層厳しい現実があると思われれます。一方、地域の中核病院として住民の生命と健康を守る使命を担い、地域医療を確保するため、診療の不採算部門を抱えざるを得ない宿命を背負っております。このような中、葛巻病院では平成14年度から18年度までの第5次病院事業経営健全化計画を立て、経営改革に取り組み、課題の不良債務を解消するなど一定の成果を上げることができました。引き続き、平成19年度から21年度までの中期経営計画を策定し、経営改善に取り組んでおりますが、今年度はその中間年に当たり、その実施状況や見直し施策はどのようになっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

ちなみに葛巻病院の経営状況、平成15年度から19年度の5年分を、これまでの決算資料で調査してみますと、一般病床は現在60床あるわけでございます。その中で主な関係部分でございますが、この収入面では15年度の1日平均入院患者数が50.5人あったものが19年度の決算では35.7人となっております。したがって、1日の平均入院患者数でも、5年前と比べますとマイナス14.8人になるわけでございます。この1日の診療収益、1人当たり約17,000円と算出されているようでございますので、仮にこれを15人とかけますと、1日255,000円の減額になるわけでございます。これを年間に直しますと365日×255,000円になりますので93,075,000円の減収になるというような、簡単な計算でもこのようになると思っております。こういったような状況から、その病床利用率を今度は見ってみました。それでは平成15年度では84.2パーセントが19年度では59.5パーセントになっております。これもマイナスの24.7パーセントで25パーセントになっているというような内容でございます。この病床利用率では、70パーセントから75パーセントが黒字の分岐点と言われているわけでございますので、この入院患者数からいっても、病床利用率からいっても、大変落ち込みが激しいというふうに言わざるを得ないわけでございます。また一方、これらを算定する入院収益を見てみますと、平成15年度は331,000,000円あったものが平成19年度は256,000,000円でございますので、これも金額に直しますと74,000,000円ほどの大きな減額になっているわけでございます。こういったようなものが非常に厳しさを増している、私は典型的なものではないのかなど、このように思っております。やはり病院の収益は入院患者数で決まってくるといっても、私は過言ではないような感じをいたしております。一方支出の方では、何といたっても職員給与費、これが非常に大きいわけでございます。額的には平成15年度531,000,000円から19年度は500,000,000円に減って、30,000,000円の減額にはなっているものの、その職員給与比率が大事なわけございまして、職員給与費を見てみますと平成15年72.9パーセントから19年度は70.2パーセント、これも当然2.7パーセント下がっているわけではございますけれども、この職員給与比で赤字になるか黒字になるかというふうな、非常に大きな職員給与費でございますので、

そういったような部分で職員給与費は60パーセントが、やはり黒字の分岐点と言われているようでございますが、ただ、この職員給与費については地方公務員法等が適用される給与体系になってございますので、非常に難しい運営ではないのかなとも拝察されるわけでございます。このような内容となっておるわけではございますが、その中期経営計画の達成見通しについてお伺いをいたしたいと思えます。

次に常勤医師の勤務の実態についてお伺いをいたします。公立病院の勤務医の過酷労働が取り上げられ、それが誘因となり退職し医師不足を招いたり、医師確保がままならないとの報道等があります。現実に県立病院の医師の平均超過勤務は月54時間24分、このうち厚生労働省の過労死認定基準である100時間を超えている超過勤務は12.3パーセントにのぼると公表されております。葛巻病院でも超過勤務や宿日直勤務が日常的に行われていると思われませんが、常勤医師の勤務実態はどのようになっているでしょうか。お尋ねいたします。

次に常勤医師の確保対策について伺います。今全国的に病院の医師不足が深刻化し、生命と健康に対する住民不安が強まっております。現在医師不足の解消に特效薬がないと言われる中、特に過疎地域の医師確保は最難関と言われ、医療格差はますます広まる現実にあります。葛巻病院の常勤医師は現在2名だけになっており、多忙を極め、診療負担のみならず体力面、精神面の負担も大きく、さらに健康管理面も憂慮されますが、常勤医師確保対策をどのように進めておられるのか伺います。

次に診察までの長い待ち時間の解消について伺います。医療サービス向上の中で重要な位置付けとなる、診察までの長い待ち時間の問題があります。朝早く自宅を出て葛巻病院に到着、受付をし、診察を待つこととなりますが、いつも外来は込み合うため、診察までの待ち時間が長く、1日がかりの病院通いと苦情が寄せられておりますが、その解消方法をどのように考えておられるでしょうか。また、これまで診察の予約制を実施しているとの議会答弁もありましたが、今はどうなっているでしょうか。お尋ねをいたします。

次に町内介護施設への入所待機者の現状と、その対応について伺います。介護保険が平成12年度にスタートし、今年度で9年目を迎え、3年ごとに介護保険料や介護施設への入所見込み等の見直し検討をする介護保険事業計画は、第4期の計画を今年度中に策定することになっております。この計画は盛岡北部行政事務組合が作ることとなりますが、その正確な基礎データは当然に構成する当該自治体が把握しておかなければならない責務がございます。当町の高齢化率、10月末で36.5パーセント、2,863人、後期高齢化率19.7パーセント、1,544人となっておりますが、町内介護施設への入所待機者の実態をどのように把握されているでしょうか。また、待機者のサービスをどのようなフォローをしていく考えなのかお尋ねをいたします。また、当町の高齢者人口、高齢化率の進行状況や待機者の状況からして、介護施設整備のあり方の考えについてお伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問でございますが、1件目の葛巻病院の経営状況等についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の病院経営の現状と今後の経営計画についてのお尋ねであります。今年度の経営の状況につきましては10月末までの状況をご説明申し上げます。診療科および病床数につきましては昨年度と同様でございます。内科、外科、小児科、産婦人科および眼科の五つの診療科と一般病床60床、介護病床18床の合計78病床により診療に当たっております。

まず患者数の状況でございますが、一般病床の入院患者数が7,891人で、昨年度に比べまして191人、率で2.4パーセントの減。療養病床の入院患者数が3,779人で同比35人0.9パーセントの増、外来患者数が23,843人で同比913人3.7パーセントの減となっております。この患者数を1日当たりで見ますと、一般病床が36.9人で昨年度比0.9人の減、介護病床が17.7人で同比0.2人の増、外来患者数162.2人で同比7.4人の減となっております。なお入院患者数による病床利用率は、一般病床が61.5パーセント、介護病床が98.1パーセントとなり、昨年度に比べ一般病床が1.4ポイント減少、介護病床が1ポイント増加いたしております。

次に収支の状況についてでございますが、医業収益が367,494,000円で、昨年度比16,071,000円4.2パーセントの減、医業外収益が37,543,000円で、同比2,436,000円6.1パーセントの増となります。総収益405,038,000円で、同比18,508,000円4.4パーセント減となっております。一方医業費用は410,068,000円で、昨年度比21,282,000円4.9パーセントの減、医業外費用が1,843,000円で、同比356,000円16.2パーセントの減となります。総費用は412,871,000円で、同比23,254,000円5.3パーセントの減となっております。この結果、医業損益は42,574,000円の損失ではありますが、昨年度に比べ5,210,000円改善し、純損益も7,833,000円の損失ではありますが、同比4,746,000円の改善となっております。

下半期に入りまして、インフルエンザ等の流行等により患者動向の予測できない部分もあるわけでございますが、現時点での決算見込み収支は減少基調ながらも、昨年度とほぼ同様な流れにございまして、医業収支におきまして若干の改善が図れるものと見込んでおるところでございます。また、今後の経営計画につきましては、平成19年3月に19年度から21年度の3か年を期間といたしまして策定いたしました、中期経営計画により運営目標を示しながら事業を進めてまいります。昨年末国から示されました公立病院改革ガイドライン等を踏まえ、現在の中期経営計画を元にさらに検討を加え、21年度から23年度を対象期間とした公立病院改革プランを策定し、その運営に当たることといたしております。

2点目の常勤医師の勤務の実態についてお答えをいたします。現在の医師の充足状況についてご説明いたします。患者数から見た医師の標準数は6.27人に対し、常勤医師2人に岩手医大、県立中央病院および岩手愛児会などからの応援の非常勤医師を時間数に換算いたしまして加えた医師数は5.65人となっております。標準数に対する不足数

は0.62人でございます。充足率は90.01パーセントとなっております。

この内訳でございますが、内科、外科の常勤医師各1人に岩手医大、県立中央病院および岩手愛児会からの外来診療への応援のうち毎週が8人、隔週が1人、月1回が1人となっております。このほか平日の宿直に毎月曜日、火曜日、木曜日および隔週水曜日に1人、土日の日当直に月平均4人が交替で当たっていただく応援体制となっております。

常勤医師の宿日直の状況でございますが、平日の宿直が月平均3.6回、土日の日当直が月平均2.3回となっております。常勤医師が2人となった昨年10月以降、県立中央病院などからのさらなる応援をいただきながら診療体制を維持しておりますが、常勤医師の負担は大きく、常勤医師の健康保持のため、宿日直以外の時間外においては原則呼び出しをしない。そういう体制をとっております。水曜日の午後の外来診療を休診とさせていただきます。

3点目の常勤医師の確保対策についてでございますが、勤務実態の説明と重なるわけでございますが、患者数から見た医師の必要数が6人強の中で、常勤医師2人に県立中央病院を始め岩手医大、岩手愛児会などからの多くの応援を得ながら90パーセントの充足率により診療を維持しております。患者さんを始め広く町民が安心感を持てる医療の提供には、常勤医師の確保が極めて重要な課題であると認識をいたしております。このことは経営の健全化に向けましても不可欠であるというふうに思うものであります。最近連日マスコミで報道されておりますとおり、医師不足は年々深刻化する全国的な課題となっております。医師確保はますます厳しさを増しておる現実であります。このような状況の中ですが、全国自治体病院協議会、岩手県および岩手県国保連等を始め多くの関係者の支援を得ながら、できうる手立てを駆使し情報収集や交渉に当たってまいりました。しかし現時点におきましては赴任いただける医師を確保できないでおります。取り巻く状況は厳しいものがございますが、その確保に向けあらゆる機会を捉えながら最善を尽くしてまいりたい、そのように考えております。

4点目の診察の長い待ち時間の解消についてお答えをいたします。今年これまでの外来患者数は1日平均162.2人となっております。昨年度の1日平均167.7人から1日当たり5人弱の減少となっておりますが、毎日相当数の受診がございます。内科につきましては1日平均94.9人で昨年度の103.8人からは9人弱の減となっております。これは症状の安定している方の投薬期間をできるだけ長期化することなどによるものと見込まれております。今年度から診療時間をおおむね5分以上とするような、充実化に向けた診療報酬加算等の制度も設けられましたことから、患者数は減少しても1日当たりの診療時間の減少につながらない状況にございます。

待ち時間の短縮のため、以前予約制を実施した時期もございました。少ない医師が対応する状況では機能できない部分も多く、現在は実施しておらないものであります。病院に近い患者さんから午後の診療に回っていただくように誘導し、1日の患者数の約30パーセントの方々が午後の診療に回っていただいております。しかし午前みの診療科もございまして、相当の時間をお待ちいただく状況にあります。特に通院バスでの患者さんの待ち時間が長くなっておりまして、帰りのバスに遅れることも時としてあ

り、その際は葛巻病院でお送りしております。この待ち時間解消に大きく貢献できるのは常勤医師の確保でございます。先ほども申し上げましたが、その確保には最大限の努力を尽くしてまいります。当面の対応として、時間の許す患者さんから診療時間や診療日を調整していただくなど、受診の平準化の推進や通院バスの調整等についても検討をしてまいります、そのように思います。

2件目の町内介護施設への入所待機者の状況とその対応についてお答えをいたします。ご案内のとおり介護保険制度は要介護高齢者の増加や介護期間の長期化、さらに介護する家族の高齢化などに対処するため、社会全体で支え合う仕組みを導入して、平成12年度に創設をされました。高齢者の自立を支援し、利用者が自ら選択して多様な保健福祉サービスを総合的に受けられる、給付と負担が明確化された社会保険制度であります。本町は制度発足時から八幡平市および岩手町とともに盛岡北部事務組合を保険者として介護保険を運営してまいりました。この間介護保険は老後の生活を支える制度として定着をしてきました。しかし一方で高齢化の進行や制度の拡大とともに給付費用が年々増加し、現行制度のままでは保険料の大幅な上昇が見込まれるなど、制度の持続可能性が大きな課題となったことから、平成18年4月改正介護保険法が施行されました。予防重視型システムへの転換、施設給付の見直しおよび新たなサービス体系の確立などがその柱であります。18年度から3か年の第3期介護保険計画に反映され、現在に至っております。

このような制度の経過と現状の中、ご質問の介護施設への入所待機者の状況でございますが、本年11月1日現在次のとおりとなっております。特別養護老人ホーム高砂荘は、定員55人に対しまして申込者数は120人となっておりますが、事業所所見や他施設への重複者を除いた待機者は49人であります。また、定員75人の介護老人施設アットホームには3人が、介護療養型医療施設の葛巻病院には18人に対して8人がそれぞれ待機している状況であります。

これら待機者の解消策のひとつとして、施設整備等サービス量の拡大があげられるわけです。現在平成21年度から3か年の第4期介護保険計画を策定中ですが、特養、老健など指定介護保険施設の増床は、そのまま介護保険料の増額につながることから、サービスの量と被保険者負担とのバランスをどうとるか。併せて国が示す参酌標準の範囲での施設整備という目標もあることから、住民の皆様の理解を得られるよう慎重に進めているところでございます。いずれ被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないという、介護保険法の趣旨に沿って運営してまいりたい、そのように考えるものであります。どうぞご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず経営状況の方でお伺いをいたしたいと思いますが、昨年度並みというふうな答弁でございましたけれども、昨年度並みというふうな形になりますと、この今の計画と対比いたしますと、大体今年度末どのような予測になるのでしょうか。それからまた19年度分、前年度分と比べた場合は、その計画はどのような形になるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

平成19年3月に策定されてございます中期経営計画でございますが、19年度から21年度まで3か年の計画期間をもってございまして、第4次行政改革大綱と期間が重なる計画でございます。

この状況につきましてご説明申し上げます。19年度の状況につきましては決算が出てございますので、この示しました計画について、主要な部分についてご説明申し上げます。まず患者の部分でございますが、先ほど議員からお話がありましたのですが、19年度においては計画が21,000人でございますが、21,000人という計画に対しまして19,496人ということで、1,504人の減でございます。1日平均にしますと2人の減という状態になってございます。外来につきましては計画が42,000人に対しまして41,085人ということで915人の減、1日当たりになりますと4人の減というような数字になってございます。それを受けました収支の部分につきましては、収益的収入の分の総計でございますが835,783,000円という計画に対しまして、実績で799,261,000円となつてございまして36,522,000円、比較で95.6パーセントというような収入になってございます。支出が835,783,000円、同額の計画になってございまして、実績で790,308,000円になりまして、比較で94.6パーセントとなつてございます。収入、支出とも検証したという、患者数の減少もございしますが、金額でも減少したという状態になってございまして、経常損益を見込まない、ゼロの計画を作っておりましたのですが、これが8,953,000円の収益、損益では収益をみたというような結果になってございます。起債等の計画につきましても、計画よりは3割ぐらい、72.7パーセントというような実績になってございます。比率的な部分で申し上げますと、医業収支比率が83.8というような目標に対して、実績で80.4パーセント、3.4パーセントの減となりまして、経常収支比率が収支ゼロでしたので、100パーセントという計画に対しまして100.7パーセントということで、0.7パーセントの増という結果になってございまして、給与比率が68.7パーセントの目標に対しまして、実績で70.2パーセントということで1.5パーセントの増というような結果になってございます。定員につきましては予定どおり48に対して48というような状況になってございます。主要な部分につきましてはそのような形、20年度も同じような推移で、減少傾向にあるということで、収支とも減少の状態、先ほど数字につきましてはお話申し上げましたのですが、減少の傾向にあるという部分で、ただ経常損益は11,824,000円というような黒字見込みになってございます。おおむねこのような数字に、結果的に収支での数字はこのような形になろうかなと、

今の状態での見込みをもってございます。

あと来年度までの計画になってございますが、公立病院改革プランの策定が今年求められておりまして、この部分につきましては21年度から23年度までの期間というふうなことになってございますので、中期計画を元にさらに期間を延長するというような形での計画の見直しを進めております。この部分については国によりますガイドラインが示されておりますので、その中で検討されるべき項目等につきましても示されてございまして、この主な項目としましては、経営の効率化というような部分、あるいは先ほど県で指針が示されておりますけれども、再編のネットワーク化、あるいは経営の見直しというような部分についても検討を加えるというようなことが求められておりますので、それらについて検討を加え、23年度に向けた計画を策定しながら事業の推進に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

この中期の財政収支計画と比較いたしましても、厳しいというふうに私は認識をいたしました。この収支計画にいたしましても、これまでの数値に到達しなければ、なかなか健全化には向かっていかないであろうというふうな認識でよろしいでしょうか。私はそのように思っているのですが、町当局ではどのような認識でこの数値を見ているのか。

それからまた、現在内科、外科、小児科、産婦人科、眼科、5科あるというふうに先ほど説明をいただきました。この中で地域になくてはならない、いわゆる不採算部門です。ね、こういったような部門についてはある程度、少しぐらいは黒字にならなくてもやむを得ない部分が私はあるのではないのかなというふうに思っております。その辺のことについては病院側よりは、むしろ町行政の側の方から、こういったような不採算部門の、赤字部門については、どのような対応をしていくべきと考えているのか。そのところをお尋ねいたしたいと思えます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

今中期計画の実績の部分ご説明申し上げましたのですが、たしかに減少傾向、患者数に伴う減少と相関した形で収入についても減少しているというように捉えておりまして、そういう部分では収入が減少する部分について、支出についても抑制するというような形で、3か年の計画の部分での損益については、より計画に近い形にもっていかうというふうな体制をとってございます。

不採算部門につきましては公営企業の部分、それぞれ公営企業、病院に限らず不採算

を抱えている部分がございまして、これについては繰り出しの基準について指針が示されてございまして、これを原則とした形での経営に当たるといふ部分を基本にすべきといふふうに考えてございまして。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今行政当局の方でも手が挙がっていますが、ここの部分ですね、非常に大事なところではないのかなと思います。それで、この収支計画がうまくいかなければ、やはり経営がうまく成り立たないといふふうなことで、それが、ずっとまた医師確保の対策とか、いろいろなものにも波及してくるわけがございまして、この不採算部門、その基準の繰り入れだけで間に合うのであれば、私は何の心配もしておりません。その間に合わないところに、私はいろいろな形で経営が悪化していくといふふうに認識しておりますので、この部分については町行政の方からご答弁をいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答え申し上げます。今の病院会計に対する繰り出し基準等も含めて事務局長の方からもお答え申し上げたところでございまして、基本的な考え方を先ほど申し上げたわけがございまして、繰り出し基準のルールを原則としながら収支のバランスがとれるような健全経営といえますか、これを目指していくことが基本であると、このように思っております。しかし、今おっしゃいますように状況が大変大きく変化してきております。そういう中にも葛巻病院の地域医療の果たす役割といえますか、これは町内の開業医、あるいは保健福祉施設との連携も図りながら、地域医療をしっかりと支えていかなければならない、そういうかかりつけ医院的な病院の役割というのは大変大きくなってきていると、このようにも思っております。そういう役割を担うべく病院を考えながら、先ほどもお話ありましたがルール以外といえますか、基準以外の支援という部分も含めて、これにつきましては一般会計との財政のバランスというものもあるわけがございまして、ルール以外にも繰り入れながら、累積欠損等も解消しながら健全化に努めてまいりたいと、このように思っておりますし、これまでも平成14年に累積欠損、未処理欠損額が760,000,000円ほどあったわけがございまして、19年度には5年間の一般会計の繰り入れ、あるいは第5次の健全化という計画を立てながら取り組みまして、現在は580,000,000円ほどに減少もしてきているわけがございまして、一層そういうルール以外の部分も含めて対策を講じながら、この累積欠損額の解消にも努めながら健全化に一層努めてまいりたいと、このように考えているものでございまして。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

その辺のバランスがすごく大事ではないのかなと思いますので、この現在5科あるうちで、この中で現在黒字となっている診療科はどこどこになっておりますか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

それぞれの診療科の部分について、細部にわたりまして収支を積算していない部分でございますので、正確に申し上げることはできかねますけども、患者数から見た場合に内科と外科については相当数の患者数、入院も含めてでございますが、あと日にちが短いにもかかわらず眼科については相当の入院患者をもってございますが、小児科、産婦人科につきましては、入院についてはゼロ、ここしばらく実績がございませんし、週1回ないし2回というような診療日での外来でございますので、その患者数も非常に少ない状態になってございますので、その部分については非常に収益的には少ない状態にあるというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず事業運営の目標を掲げておりまして、4点ほど掲げておりますね。収益増加と経営の効率化、人材確保・育成、サービスの向上と、こうなっているわけですが、その収益の増加の部分では、この一般病床、現在60床の部分で50床にするというような文言も入っているわけです。こういったような部分は、このような形になっていきますと、また収益の部分についても大きく影響、左右されるのではないかなと思うのですが、この一般病床の50床、10床分の削減についてはどのような現実的な対応をされていくのか、まず伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えします。一般病床今60床をもってございまして、19年度の先ほどお話がありましたように、病床利用率が60を割るというような状態でございます、理想的な利

用率と言われる70パーセントを確保できないでいるという部分でございますが、19年度につきましては非常に、途中での医師の交替というような部分もありまして、大きく減少したというふうに見てございまして、その前の部分、大体数年7割弱を、8割に到達している年もありますが、維持しておりまして、若干その後も減少傾向にはございますが、ある程度の利用率は確保されていると。ただ、その中で60床をそのまま、70パーセントを超えるような状態で維持できるというような、若干の今の不透明な部分がありますが、見直しにはならないというふうに考えてございまして、改革プランの中で適正な病床数をどのくらいにするのかという部分については検討していくことというふうに考えてございます。先に県で示されました指針においても直接に減少、病床数の減少を考えるべきというようなコメントにはなってございませんが、種別、あるいは病床等についても検討するべきというふうな指針を出されておりますので、それを受けた形での検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれ収支については大変厳しいものがございまして、よく中身を吟味しながら院内でも、それからまた経営改善委員会の皆様とともにご指導いただきながらやっていかなければ、また大変なことになっていきますよというふうなことをご指摘させていただきたいなど、このように思っております。

それから次に、今現在岩手医大とか、こども病院とか、中央病院からの先生を派遣していただいているようでございまして、大変有り難いこととございまして。こういったようなお医者さんをお願いする場合、どのような形態でお願いしているのか。契約のような形でお願いしているのか。継続性は安定しているのか。そういったようなところをお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

今診療応援をいただいております機関でございますが、岩手県立中央病院と岩手医大、それから岩手愛児会が、機関としますとその三つでございまして、あと個人的にお願いしているというような先生もございます。

県立病院につきましては診療応援の依頼をいたしまして、病院との契約という形で年度単位での契約をお願いしまして、診療応援をいただいております。岩手医大につきましても同様な形になりますが、岩手医大は個々のそれぞれの医局ごとをお願いするというような形になってございます。あと愛児会につきましても中央病院と同様に、1年間のお願いをいたしまして契約をしていただいて、お願いするというような形でござい

す。あと土日等の当直が一緒になるのですが、時間をお取りいただける先生を直接にお願いしているというような状態になってございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

先ほど医師の時間外勤務については触れていなかったように感じますけども、月に宿直3.6回、日直2.3回というふうな話でございましたけども、葛巻病院の場合には県立病院みたいに50何時間、あるいは100時間も超えるような実態というのはないのでございますか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

超過勤務についてお答えいたしませんでしたので、失礼いたしました。まず常勤の先生につきましては、基本的には管理職でございますので、超過勤務の確認といえますか、記録はとってございませんが、当直の部分の、先ほどの回数の部分でもお話したのですが、週に平日の部分でまず1日、あと土日にも月に1回程度というような常勤の先生の当直勤務になるのですが、それ以外の部分において夜間に勤務に入るという部分は、基本的にはない状態になってございます。当直医の先生方がそれぞれ、その時間帯については当たっていただくというような形になってございます。応援いただいています先生方については、急患があった時点等につきましては、その時間を確認しながら超過勤務をお支払いするというような形になっております。中央病院の先生方についての対応でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そうしますと、県立病院のような形での超過勤務はないというようなことで理解してよろしいですか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

今夜間等の急患の部分ですので、非常に長時間にわたるといえる例は非常に少ないとい

うふうに考えております。数分、10分単位とかというような形での勤務。当直の範囲での時間に止まる事例が通例かなというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

それから医師確保の対策でございますが、努力はしているというふうな、そのような先ほどの答弁でございます。そのとおりだとは思いますが、これがまた大変なわけではございますけども、現時点では全く見込みがないというふうな認識をお持ちでしょうか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

年度に入ってから医師確保の交渉経緯等について若干ご説明を申し上げます。全国自治体病院協議会、あるいは岩手県、もしくは県国保連等、医師の紹介をしていただいている機関等を可能な限りお願いいたしまして、それらの情報を元に、あるいはそれ以外の個々の情報等も含めまして8回程度ですか、数えてみましたら8回程度になるのですが、9回ですね、くらいの方に接触した実績が出ております。その中でいろいろ条件がございまして、それらの条件をクリアしていただけるような形で今対応しておる方もございます。すべて駄目でしたという状態にはない状態になってございます。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

なんとなく答弁も寂しいような感じの答弁でございますが、町当局ではこういったような部分どのように、やはり常勤の医師が2人だけでございます。当然にその負担がかかってくるわけでございますが、その部分についてどのような、もっともっと努力が必要かと思われまますが、こちらについては町当局の方から答弁をお願いいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは医師確保についての対応につきましては、今事務局長の方からもお話申し上げ

げましたが、先程来申し上げておりますように岩手医大、あるいは県立病院、さらには県の医療国保課、あるいは国保連、自治体病院等に派遣要請をしながらここまで進めてきておるところでございます。

そういう中にいろいろな情報をいただきながらでございますが、今年に入りまして、先ほども若干申し上げたわけでございますが、医師の確保に向けて今年度実際に10人ほどに直接お会いをさせていただきながらお願いをして参ったところでございます。そういう中で3人でございますが葛巻病院、あるいは医師住宅等も視察をしていただきながら、いろいろ施設等も視察していただきながら、紹介しながら、さらにお願ひもしてきたところでございます。そういう中で現在2人の医師の方とは連絡を常に取りながら来年の4月ということで、うちの方からはいろいろ、4月以降ということのお話になっているわけでございますが、ぜひとも、こういう医師不足といいますか、こういう状態にあるということ等をご理解いただきながら、そういう中での連絡を取らせていただいております、懸命に医師確保に向けての努力をしておるところでございます。いずれ今後さらに、そのほかにも町内の出身の先生を知っておられる方々ともいろいろ懇談をしながら、情報提供をしていただき、あるいは指導をしていただいておりますが、そういう形の中に情報等をいただきながら懸命に努力をしてまいりたいと、このように思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

医師確保については、やはり町独自の優遇施策も私は必要ではないのかなと思えます。そういったような部分はどのように考えておりますでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

優遇施策につきましては、今回も人事院勧告等でも出ておりますが、初任給の調整手当等、これは4月1日からということでございますので、3月議会等にご提案を申し上げながら、そういう手当等の改善等も図ってまいりたいと、このように思っております。もうひとつは、やはり医師確保におきましては、どうしても施設の老朽化、特に医師住宅の老朽化が著しいということなどもございまして、いろいろご意見もいただいております。そうした施設の改善等にも最善を尽くしていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

制度上の優遇措置ということではなく、町独自のというふうなことを、あえて申し上げたいわけですが、その辺はどうでしょうか。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

基本的には公務員としての給料ということにはなるわけですが、今のようになかなか確保が難しい状況でございますので、いろいろ交渉しながら、状況等を把握しながら、改善を図りながら対処してまいりたいと、このように思っているところでございます。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

いずれ医師の確保は病院の存続を左右する大きな問題でございますので、一層のご努力を希望して私の質問を終わります。

議長 (中崎和久君)

ここで午後 1 時 30 分まで休憩します。

(休憩時刻 | 2 時 1 8 分)

(再開時刻 | 3 時 3 0 分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続けます。

4 番、小谷地喜代治君。

4 番 (小谷地喜代治君)

先に通告しております 2 件について質問いたします。

1 件目は行政改革大綱の進捗状況と、今後の見通しについて伺います。鈴木町長就任後 1 年を経過し、また自ら策定した 20 年度予算の執行においても約 4 分の 3 が経過しましたが、自立のまちづくりを目指す中、自主財源に乏しく、地方交付税や補助金等に頼る当町にあっては、行政改革の推進とその達成は重要な位置付けにあると思います。

第 4 次葛巻町行政改革大綱では、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年間の行政改革推進実施計画を定め、行政活動を根本から見直し、簡素化、効率化した行政運営体

制の確立と行政運営の透明性の確保や、情報の共有化を一層推進することにより、町民と行政による協働のまちづくりを進め、時代の変化に的確に対応していくとし、目的として町民参画と協働の推進、行政サービスの持続的と充実、自立を可能とする財政の健全化の3点の目的を掲げ、この目的を実現するために行政改革に取り組んでおりますが、最終年度まであと1年余りとなり、また新年度予算の編成時期を迎え、その進捗状況と今後の見通し等について、次の点について伺います。

まず1点目は簡素で効率的な組織とするため、大課制およびフラット制を導入し、職員数の退職状況を勘案しながら、役場職員、役場組織の機構を見直し、体制目標を4課3局と、職員数は152人以下にするとしておりますが、役場機構の見直しおよび職員数の削減実績とその見通しについてどのように考えているのか伺います。

2点目は限られた人員、財源で効率的な行政運営を行い、住民サービスに努めるため、公共施設の指定管理や、学校給食センターなどの民間委託を行っておりますが、その実績と見通しはどのようになっているのか。また、新たな施設での民間委託の考えはあるのかを伺います。

3点目は地域と行政の橋渡し役として、地域担当職員制度が設けられ、地域の情報提供と地域課題の把握に努め、行政運営の透明性の確保や情報の共有化を図っていると思っておりますが、その活動状況はどのようになっているのか。また、新年度以降もこの制度を継続していく意向なのか伺います。

次に2件目でございますけれども、農家経営の支援策について質問します。農家経営の状況は、農業機械の燃料や配合飼料の価格がいくらか下がるものの、乳価が1キロ当たり10円程度上がる見通しともありますが、まだまだ厳しい環境下にあります。この厳しい状況を乗り切るために、適切な現状把握を行い早急な対策が不可欠と考えております。町においては本年1月に関係者、関係団体が連携し、情報の共有を密にし、緊急的、持続的に対策を講じ農家経営の健全化を図るため、葛巻町農業生産資材・飼料価格等高騰対策本部を設置したところであります。対応について努力を行っていただいていると思っておりますが、十分な対応が行われているか疑問に感じる面もあります。そういった点から2点について伺います。

1点目は農家経営の現状把握はどのように行い、十分な把握が行われていると考えているのか。また、関係者、関係団体が連携した情報の共有化についても、十分に共有化が図られているか伺います。

また、2点目についてですが、支援策について今年度も実施をされており、その過程であり実績と効果の検証も必要と思われませんが、今後の支援策についてどのように考えているのか、この2点を伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの小谷地議員の質問でございますが、1件目の行政改革の進捗状況と見通し

についてのご質問に、まずお答えをいたします。第4次行政改革大綱、計画期間は平成17年から平成21年までの5年間でございますが、この中期財政見通し、約12億円の財源不足の解消並びに自立可能なまちづくりの推進のため、平成17年度に策定したものでございます。数値目標といたしましては職員数と地方債残高の削減を掲げております。併せて同行改大綱が掲げる目標を達成するため93項目からなる行政改革推進実施計画を定めているものでございます。平成19年度までの3年間の行革推進計画の実施率は78.9パーセント、同期間の行政改革による財政効果の実績でございますが、3年間で約895,000,000円、財政効果の計画に対する達成率でございますけれども、107パーセントとなっております。なお行革大綱と実施計画の内容、年度ごとの実施率や財政効果等も含めた取り組み状況につきましてでございますが、毎年町民向けの予算書、広報くずまき、町のホームページで個別の計画の実施状況も含めまして公表し、お知らせをいたしておるところでございます。

1点目の役場機構の見直し、および職員数の削減実績と見直しについてお答えをいたします。役場の機構につきましては、変革の時代に対応できる行政基盤の確立を目標に掲げ、限られた人員の中で施策の連携や業務の繁閑に柔軟に対応できる、簡素で効率的な組織とするため見直しを進めてきたところでございます。平成17年4月の11課3局体制から、平成18年4月には9課3局に、平成19年4月には5課4局体制となって現在に至っております。

7年度と比較いたしますと、14課あった課、局を9課、局とし、五つを削減したところでございます。このように、ほぼ目標に近い組織体制となっておりますが、組織のあり方については、今後さらにフラット制の導入と併せて検討していく考えであります。

次に職員数の削減の状況でございますが、目標を平成22年4月までに41人の職員を削減することを数値目標として、定員の適正化に取り組んできたところでございます。現在職員数が160人となっております。平成17年度の193人に対し、既に33人の職員を削減したところであり、平成22年4月の目標数値でございます152人は達成可能というふうに考えております。

2点目の公共施設の民間委託実績と、今後の民間委託予定についてのご質問にお答えをいたします。公共施設の民間委託につきましては、これまで給食センターおよび葛巻病院の調理部門の全面委託や、養護老人ホームの指定管理者制度への移行など、民間にできることは民間にとの考えの基に積極的に進めてきたところでございます。今後の民間委託の方向性ではありますが、少子化からくる児童数の減少等から、保育所の運営につきましても効率化を早急に検討してまいりたい。そのように考えておりますし、また小、中学校の用務員業務等につきましては、民間委託を進める方向で検討していく考えでございます。

次に3点目の地域担当職員の活動状況と制度の継続の方向についてお答えをいたします。ご案内のとおり当該制度は葛巻町総合計画で掲げた協働のまちづくりを推進するために、平成17年度に策定した協働のまちづくり推進指針に基づいて、平成18年5月からスタートしている制度でございます。現在34のすべての自治会に地域担当職員を配置いたしております。地域担当職員の役割といたしましては、地域と行政のパイプ役

として各自治会の総会などに出席し、町の施策や補助事業等の情報提供を行いながら、地域が抱えている課題を解決するための取り組みを支援するとともに、まちづくりに対する提言や要望などの情報収集をする役割を担っております。スタート時点では、行政経験が豊富な課長、室長級を中心に配置したところでございますが、平成19年度に一部見直しを行いまして、現在は室長級始め係長、主任級の若手職員を配置いたしております。

地域担当職員を配置し今年度で3年目となるわけでございますが、これまでの活動状況としては、自治会の総会や各種行事等に参加しながら情報提供を行うとともに、地域づくりの補助事業などの相談に対応してきているところでございます。今後の地域担当職員制度の継続についてのお尋ねであります。これまでの活動内容を総合的に評価した場合、自治会ごとに活動の差異は若干あるものの、地域担当職員の配置の意義はあるものと考えております。そのようなことから当面継続してまいりたいというふうに考えております。

2件目の農家経営の支援についてお答えをいたします。始めに農家経営の現状、関係団体との情報交換が十分に行われているかというご質問でございます。ご案内のとおり平成19年度から原油価格高騰などに伴う農業生産資材の高騰、中でも配合飼料、化学肥料の高騰によって、農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。特に酪農を基幹産業とする当町にとりましては、農家の経営状況はこれまでにない危機的な状況であると、そのように認識をいたしております。

このような中本年1月には関係機関、団体が中心となって、葛巻町農業生産資材・飼料価格高騰対策本部を設置いたしたわけでございます。これまでに幹事会3回、委員会2回を開催いたしました。その対策について検討、実施してきたところでございます。本年度からデントコーン種子助成事業、育成牛預託助成事業を創設、草地造成および草地更新等については9月議会において追加予算措置をお願いし、支援対策を実施してきたところでございます。また、農家の経営診断が重要との考えから、岩手県畜産協会に要請をいたしまして、農家個々の問題点を探るべく、経営診断事業を実施しているところでございます。さらに去る7月に全酪農家を対象に実施いたしました行政に対する要望事項の調査において、資金関係の要望が強かったことから、農業生産資材・飼料価格高騰対策本部での検討結果を踏まえまして、現在新岩手農協が農業資材・飼料等高騰対策の資金として、新規に貸し出す3年と5年の資金に対しまして利子補給をする方向で現在進めております。今後とも関係機関、団体と連携し、情報交換を密にし、農業経営を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に今後の支援策についてであります。本年度から実施いたしましたデントコーン種子助成事業、育成牛預託助成事業、草地造成、更新事業につきましては引き続き実施して参る、そのように考えてございます。経営資金に関する支援もしっかりとしてまいりたい、そう考えております。さらに土壌管理や家畜管理などの技術的な部分につきましては農協、あるいは農業改良普及センター等と連携を密にしながら支援して参る考えでございます。現在原油価格が下落し、飼料価格は多少下落する傾向にはあるものの、肥料価格につきましては引き続き高い状況が予想されるわけでございます。飼料分析や

土壌診断、堆肥分析に基づいた効率的な施肥による経費の削減に取り組むことが重要であるというふうに考えております。これらのことを含め、今後とも農業生産資材・飼料価格高騰対策本部において施策等の協議を踏まえ、必要な対策を講じ、町の基幹産業でございます農業の振興を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

行政改革大綱の部分についてですけれども、17年度から21年度ということで、来年は最終年度ということで、まだ1年あるわけですが、それ以降フラット制、あるいは室の統廃合等も考えているのかどうかお伺いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

組織のことについてのご質問でございますけれども、現在の行革大綱についてはご案内のとおり21年度までということでございます。組織につきましては現在5課4局体制ということで、先ほど町長が答弁を申し上げましたとおり、ほぼ目標の課、局に近づいているわけでございます。

ただ、今の組織の中で検証すべきことは、室制度を導入したわけでございますけれども、これにつきましてはフラット制を見据えた組織ということで設定をしたものでございます。フラット制についてはご案内のとおり、いわゆるピラミッド型の組織を、課長補佐とかの部分を除きながら平らかにする組織と、そして権限についても権限移譲を進めるというふうなことで、決裁権なんかもある程度早めに行うようにというふうなものがフラット制というふうに言われてございます。

ただ、他市町村で導入している部分を伺いますと、若干責任の所在が逆に不明確になる部分があるというふうな欠点もあるというふうに聞いてございます。現在室制の中に係長を置いているわけでございますけれども、その他市町村の導入例の課題等も検証しながら今後室制度、あるいはフラット制についても検討をしていかなければならないというふうに考えてございます。いずれ現在の室制度で十分とは言えない部分がございますので、21年度で終わる現在の行革大綱を22年度以降についても、この中でさらに現在の組織のあり方を検証しながら、より良い組織にしていきたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4 番（小谷地喜代治君）

21年度以降もそういった部分については検証するというようなことですが、係、職員も少なくなってきましたと、住民サービスの低下にもつながらないのかというような不安もあるわけですが、住々にして係、あるいは室といいますと、行政は縦割りの行政が多いような気がします。そういった部分で横の連携といいますか、同じ事業でも大体が、全員が分かっているような室の体制になればいいのではないかなというふうに思っておりますが、そういった部分はいかがなものでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

住民サービスの低下が懸念されるというふうなことでございますけども、現在におきましても大きな事業等の場合は課を越えての横断的な協力体制、あるいは当然課においても室を越えての協力体制を組んでございます。したがって、それらの特定課題については当然プロジェクトチーム的なものも設定する場合もございまして、通常の業務についても特に大きな行事等が入った場合には横断的な、縦割り行政ではなく課の横の連携を密にしながら、もちろん課にかかわる部分については課の域を越えた協力体制というものを組みながら、住民サービスの低下にならないようにというふうに考えてございます。

併せて窓口体制等につきましても、これまで住民サービスの低下にならないように、総合窓口的な部分を設置したところでございまして、高齢者等が多い、役場に訪問する場合の課題として2階に上がるのが、かなり不便、苦勞しているというふうな部分もございまして、農業委員会事務局等についても1階フロアに移したというふうな部分もございまして、これらも併せながら、住民サービスの低下にならないような組織体制を今後とも考えてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4 番（小谷地喜代治君）

次に職員の退職の部分についてですけれども、退職ということには2通りの退職があるのではということが考えられます。というのは普通の退職と、それから今行っている退職勧奨というようなことがあるわけですが、退職勧奨は大体といいますか、いつごろまで続くのかお伺いしたいと思います。私ごとですけれども、ちょうど60というようなことで、本当に団塊世代というようなことですが、そういった部分も考えますと、何年ころまでそういった部分が継続されるのかというようなことをお伺いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

退職勧奨と定年退職の制度についてのご質問でございますけれども、退職勧奨制度については昭和59年に設けた制度でございます。勧奨の対象者は45歳以上のもので、期間を1年以上有するものということで、人事管理上勧奨を行うことが適当である場合に勧奨するというふうなことでございます。これまで、昔は58歳を目途にやってきたわけでございますけれども、ここ5年間ほどは59歳を対象に勧奨をしてきたものでございますけれども、これにつきましては、いわゆる行革大綱の中で効率的な行政運営、人件費の増加等も押さえるというふうな目的もありながら、職員のご協力をいただきながら実施したわけでございますけれども、これらについても現在の行革大綱が21年で終わるわけでございますけれども、全体的な計画の中であるべき組織というふうな、全体的な組織層の中で、それらも含めながら検討をしていくべき事項というふうにご考えてございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

それでは次に地域担当職員の部分でお伺いしますが、自治会とのパイプ役というようなことが仕事のごようでございますが、例えば昨年はマイマイガが地域に大発生したわけですが、例えばですけれどもマイマイガを出しますが、そういった部分には自治会が中心になってということになったのか。あるいはまた、行政とすれば担当職員を通じて地域に情報を流したか。そういった部分をお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

一例として昨年度大発生をいたしましたマイマイガの実例でございますけれども、一昨年ですか、衛生組合を自治会の方に移すという関係、納税組合を納税部会等々との検討の中で、自治会の中に衛生を担当する部署の設置をお願いした経緯がございまして、今回の件につきましては自治会組織の、そういう部会の皆さんにご協力をお願いして情報を流し、または対策もお願いしたところでございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4 番（小谷地喜代治君）

そうすると、例えば担当職員のパイプ役、あるいは地域から行政、行政から自治会というようなことですが、どういったことが仕事されたのか、一例、二例でもよろしいのでお知らせいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

地域担当職員のこれまでの活動状況についてのご質問でございますけれども、先ほど町長が答弁した部分と重複する部分がございますけれども、これまでの活動は総会などの会議の出席、あるいは町からの情報提供を行うとともに、地域課題や要望等の情報を行ってきたところでございます。そのほかに総会等の資料の作成の手伝いなどが主なものでございます。特に19年度、20年度、12月現在の活動状況でございますけれども、31自治会の総会、役員会に出席をしまして情報提供を行うとともに、課題、要望等の情報収集を行ってきたところでございます。課題、要望については13件あったというふうに報告を受けているところでございます。要望、意見等については道路の補修、あるいは廃校校舎の屋根の補修、防火水槽の設置、あるいは集会所の水洗化、あるいは事業の紹介、あるいは勉強会等への対応ということで、相談への対応や苦情処理、危険箇所への看板設置などが20年度の情報収集、あるいは相談等に対応したものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4 番（小谷地喜代治君）

13件の内容というようなことですが、そうしますと、その担当職員がそういった部分を自治会からの要望、要請というようなことで行政に話をし、そうすると自治会独自では行政にはお願いをしなくてもいいというふうになるわけですが、自治会の活動の役割とすればどのようにすればよろしいのですか。自治会であげなくても、担当職員があげてくれば、それはそれでいいというようなことで、取り上げていただけるものと思っておりますが、その考えはいかがですか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

担当職員の役割は、先ほども申し上げましたとおり地域のまちづくりへの提言、要望などへの情報収集を主な役割としているわけでございますが、自治会活動そのものを、

いわゆる担当職員が阻害するようなものではございませんで、自治会は自治会として、活動するに当たっての様々な情報や知識を提言するような役割を果たすものであろうかというふうに思います。要望収集をした部分について、自治会では黙っていればいいというものでもございませんし、主体的に活動するのは自治会でございますので、あくまでもそれをお手伝いする役割を果たすものというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

分かりました。次に新たな施設の民間委託予定についてですけれども、例えばいろいろと今まで民間委託をしてきているわけですけれども、保育園等の民間委託予定は考えておられないのかどうか。また、私から考えますと、少子化時代というふうに数年前から言われておりますが、例えば幼稚園と保育園との、どちらがどちらになってもいいかとは思いますが、一緒になって委託するというようなことはいかがなものかなというふうに思いますが、そういった部分はいかがでしょう。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

保育所等の民間委託の考えについてのご質問でございますけれども、ご案内のとおり少子化が急激に進んでいる中で、現在30人台の出生数というふうな状況の中で、保育園の民間委託等は避けて通れないものというふうに認識をしております。これまで保育所の民間委託等にかかわる部分につきましては、第一に地域住民、あるいは保護者の理解を得ることが最も大事であるというふうなことで、18年、19年度の2か年にわたりまして、各保育園の保護者を中心に町の現状、少子化の現状と、町の財政状況等について説明をしてきた経緯がございます。

その中で特に冬部児童館については人数が大幅に減少しているというふうな中で、19年度に何回か地域に入りながら懇談会を開催してきた経過もございます。したがって、先ほど町長が答弁申し上げましたように、民間委託はできる限りの部分については、これまで進めてきたところでございますけれども、今後は保育所、あるいは学校の用務業務等がそれに当たってくるのかなというふうに思います。これらにつきましても、今後も地域住民の理解を得ながら進めていかなければならないというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

児童数が多くなる要素は到底考えられないわけですので、そういった部分は次の段階というようなことになろうかと思えますけれども、考えていただきたいというふうに思います。

それでは次ですけれども、役場内で職員が行っている、例えば観光協会や交通安全協会など、一般的な事務をしている部分が、各課においてもあるのではというように思います。行政の仕事というようなことにならないのではと、関連はありますが、ならないのではということも考えますときに、そういった部分の民間委託等も考えられないのか。そしてまた、数年前から観光客も年々増加しておりますので、観光協会等に委託をして、町の視察の対応といいますか、案内といいますか、そういった部分もすることによって、地域の活性化等にもつながるのではというように考えもあるのですが、そういった部分はいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

様々な民間団体等の事務局の体制についてのご質問でございますけれども、我々が把握している中では、様々な団体については町の職員が事務局をやっている部分がたくさんございます。基本的には任意の団体の組織につきましては、理想的にはそれぞれの団体において事務を執行するというのが望ましい形態であろうというふうに思います。ただ組織によっては弱小、表現が悪い部分もございますけれども、弱小団体もございます。そういう意味で、町の職員が代わって事務局をやっているというのが現状でございますけれども、極力団体の独自性を発揮した中で、事務局体制を組んでいくように指導をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

職員数も削減するというようなことですし、現在もしておりますので、そういった部分をできるだけ自分たちで事務局といいますか、仕事をするような方向性に向けていただいて、本来の行政の仕事をしていただくというように考えはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

先ほども申しましたように任意の団体等につきましては、それぞれの団体が自らの判

断で自ら事業実施できるような組織体制、事務局体制というのが望ましいものというふうに考えてございます。ただ一気にそれぞれの組織がすべてやるというのが難しい組織もございますので、役場の職員が側面から応援しながら、その組織を盛り立てていくというものも必要でございますので、最終的には理想的な組織にするように今後とも指導等をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

それでは行政改革というような観点から、日中、特に夏場というようなことでございますけども、陽が照っている中で窓際のところや、それから庁舎内で誰もいないようなところに、たまたま電気等がついているようなときもありますので、そういった部分についても、できるだけといいますか、必ずといいますか、消していただくことの意識改革が必要と思われませんが、そういった部分よろしくをお願いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

ご指摘のとおり経常経費の削減というのは極めて大事なものというふうに考えてございます。ともすれば忘れがちな部分のご指摘でございますので、今後さらに経費の節減、消灯等についてもきめ細やかな対応をするように、職員に対しましても指導をしながら、徹底をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

それでは次に2件目に入らせていただきますけれども、2件目の農家経営の現状と把握についてでございますが、2回、あるいは3回開催したという先ほどの答弁ですけれども、それには関係者、あるいは団体等の役員、あるいはまた職員というようなことで、農家の代表ということには、酪農部会の会長さん1人が入っているわけですが、そうしたことによって本当に農家の現状を把握できたのかどうか疑問に思われますが、そういったところはどう思っておられますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

対策本部の構成員としては、そのような人員構成にさせていただいて、会議等を開催させていただいておるわけでございますけれども、そのほか私どもも農家の方々に直接お会いして情報を得ることもございますし、また関係団体は関係団体で情報を収集しておるわけでございますが、そのほかに共進会のときの酪農家の方々がお集まりになるときとか、若い人たちが集まるときとか、そういうところには意識をして、今農家の現状の状況はどうかというようなこと等、また行政でやるべきことはどうかというようなこと等を情報交換をしてやっておるわけでございますし、対策本部としての会議はそのようなことだったということで、常時情報の収集には鋭意努めながら対策を講じようと思っております。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

2年間ということでございますので、あと1年以上あるわけですので、そういった部分も考慮して十分な対策、そしてまた支援をしていただければというふうに思います。

それで6月定例会での辰柳議員、あるいはまた柴田議員への答弁の中で、厳しい酪農情勢を、個々の酪農家が自らの経営状況を把握し、経費削減を行うことが重要であり、農協や普及センターなど、関係機関と連携して経営診断や、ミルク診断事業に取り組み、そしてまた個々の経営状況の課題等を把握し、営農対策を講じると答弁がありました。経営を把握するためには、正に診断が重要と思いますが、これまでの実施等はどのようになっているのか。また、育成預託牛はどのくらいで、前年同期と比較して増えているのかどうか、どのようになっているのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

酪農対策の基本となるべき情報の収集と、その対策というようにございましてけれども、酪農家全戸を訪問いたしまして今の状況なり、経営診断なりの話を全戸にいたしました。たまたま経営者の方にお会いできなかったり、不在になった方もあったわけでございますが、その後また出向いたり、なかなか会えないときは電話等でお伺いした経緯もあるわけでございますけれども、いずれ全農家に当たると、そして一番の最先端の情報と行政に対する要望をお聞きするというようなことに努めてまいりました。

そのような中で技術的なものについては普及所さんなり何なりあるわけでございますけれども、ひとつ自分の経営を見直す。また、今からどうすればより良いものに向かっていくかというようにございまして、経営診断をお勧めいたしました。そのような中で初めのころは6戸くらい手が挙がる情勢だったのですが、いろいろな質問を出したり、いろ

いろいろやっているうちに、前年のデータの不足とか、難しそうだとか、そういうようなことで、実質には今現在協会の方に正式に書類を出すといえますか、経営診断を行っているのは、残念ながら3戸というようなことになってございます。

そのような状況でございますけれども、この件につきましては啓発を図りながら件数を増やして、技術的な面プラス経営の面を数字なり、ほかの人から、専門家からのアドバイスを受けるといような機会を、ぜひとも多く作ってまいりたいと思っております。それによりまして技術プラス経営が成り立てば、もっともっと足腰の強い農家群ができるのかなと思っております。

もう1件、牛の預託の関係でございますけれども、畜産開発公社に委託する実績が4月から10月までで延べ97,046頭というような頭数になって、今退牧をして数字が変わってくるわけでございますけれども、そのような状況になってございます。これは前年度と比べてみますれば、10月になるとかなり牛が動いたりするものですから、割と安定している9月末期で数字を調べたものがございまして、ご答弁を申し上げたいと思います。昨年度の9月末時点でございまして、周年で29戸193頭、夏季で52戸417頭、戸数が若干重複するかもしれませんが、総戸数で81戸、頭数で610頭というふうなものになってございました。それが今年の9月現在を見ますと、周年が21戸168頭、夏季放牧の分で51戸379頭、合計で72戸547頭が9月末期において預託がなされ、町なり、農協なり、公社なりで助成をしながらやってまいりました。戸数で9戸、頭数で63頭が減っているというような実績になっておりますけれども、総体的に新規の方よりも若干戸数が減っているというようなこと等もあって、残念な結果ではございますけれども、でも今の情勢等を考えれば、かなり農家の方々も頑張っておられるというようなこと等も考えられると思っております。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

事業を起こしたから、あるいはそういったことで数字だけをお聞きしますと増えたということにはならないと思いますが、いろいろな諸事情によって農家戸数、あるいは頭数も少なくなったというように感じておりますが、いずれにしても、それはまだまだ畜産の町、酪農の町というようなことですので、また来年度も事業をするということですので、多分利用する農家がたくさん増えてくるものと思いますが、そういった部分を十分に広報、あるいは情報等を発信しながら増頭に向けての、そしてまた事業を利用するように、プラスにしていなければなというふうに思います。

また、ミルク診断等は例年農協等で、あるいはまた役場等もあるとは思いますが、診断をしておりますが、今は酪農家等の規模も大きくなっておりますので、ミルク屋さんといえますか、そういった業者の方々が毎月とか、定期的に検診に来ておりますので、そういった部分についてはそちらの方にお問い合わせするということでもいいのかというふうに思われます。

そういったことですが、昨日の今後の対策というようなことにもなろうかと思えますけれども、酪農の町ですので今年度も、そしてまた来年度も事業は続けていただきたいと思えますが、昨日ですか、農協の野菜・花卉生産部会の葛巻中央支部の園芸実績検討会がありました。価格の低迷により、前年度より野菜部門、花卉部門とも下回ったようです。それはマイマイガ等の発生というようなことも考えられるわけですが、そういった部分を考えますと、農家全体にいくらかでも、こういった形ででも支援ができないものか。そしてまた、特にも先ほどの町長の答弁にもありましたように、なんとしても土壌診断はした方がいいというふうに思います。肥料の高騰等もありますので、そういった部分をきちんと分析をしていただいて、適正な資材管理をすることによって農家の所得の向上といえますか、経費削減につながるのではということですが、そういった部分をどのように思っているのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

物価が上がった、肥料が上がった、という議論だけでは到底営農はできない。また、そのようなものから脱却していかなければ強い農家はできてこないと思います。議員ご指摘のとおりにも私も思っておりますけれども、ただ、いままで漠然と肥料をふって、こちら辺はこのくらいふればいいのかというのは、経営者であれば当然知っておるわけですが、果たしてそれが適正かどうかということについては土壌診断をして、この分は足りないよというようなもの等をはじき出しながら経営をしていくというのが、今後非常に形態を強くしていく段階で必要だと思っております。

また、県等でも土壌診断を積極的に進めておりますし、私どももぜひやって無駄のない、適正な経営をして、安心、安全なものを作っていたきたいというようなことを常日頃思っておる次第でございます。昨日の中央支部の検討会、それ以前には先週ですか、園芸、野菜関係の戦略会議、推進会議等々もあったわけでございますけれども、やはりその席上等でも、市場関係者の方々からも、やはり安心、安全につながる産地をぜひとも作ってほしいというようなこと等もありました。これは野菜、花、酪農、皆農業経営に共通する事項であると思っております。ぜひとも皆さんから、そういう診断を受けて営農に励んでいただきたいと思っております。私どもも努力をしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

それでは最後になりますけれども、行政改革大綱、そしてまた農業経営の支援策について、いろいろお話申し上げましたけれども、最後になります。今後21年度で終わるわけですので、そういった部分も含め、今後の新しい事業といえますか、目標を来年度

定めるのか。あるいはまた今後どういったようなことを考えているのか。町長、あるいはまた副町長から答弁をいただいて私の質問を終わらせていただきます。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

行財政改革、あるいは今の農家経営の支援対策ということの中で、今様々なお話がいろいろ出たわけですが、そういう中で、一つは行財政改革の分につきましては、これまでもお話申し上げてまいりましたように21年度でその大綱、あるいは実施計画というのが完了することになりますので、今後につきましても状況の変化といいますか、そういったふうなものを的確に捉えながら、21年度中に大綱の見直し、あるいは実施計画を策定するという考え方でございますので、いろいろご意見をいただきながら、その適正な計画を立てて運営してまいりたいと、このように思っております。

それから今回のえさ高騰対策等に係る中で、町内団体等との情報交換の部分が十分ではなかったのではないかなという部分のご意見もいただきましたのでお話申し上げますが、これにつきましては1月に対策本部、あるいは幹事会ということで設置しながら、各団体等との意見を集約しながら努めてきたところでございますし、もう一つは7月に全戸の酪農家を現状調査、そしてまた意向調査ということでさせていただきました。さらには酪農家の若い方々、あるいは乳牛同志会でございますが、私も参加いたしました。酪農懇談会ということで、その懇談会も開設しながら皆さんの意向、集約を図ってきたところでございます。

そういう中で、今回今年度の分については当初予算でデントコーン、あるいは草地改良、草地更新、これらについての予算措置をしたところでございますし、さらにそういう要望を踏まえまして9月にも、その草地更新等に係る補正をしながら対策を講じてきたところでございます。さらに国の方といたしましても、この酪農緊急経営対策ということで経産牛1頭当たり16,500円、あるいは追加で9,000円ということでございますが、トータルで試算しますと130,000,000円ほど農家の方に交付されるという状況でございます。さらにはそういう状況の中で乳価が今度3月から10円値上げをする。さらには1月から飼料価格が1トン当たり10,000円値下げするというような状況にもなっておりますので、そういう状況等をしっかりと動向を踏まえながら、適切な対応をしてまいりたいと、このように思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

これで一般質問を終わります。

以上で今日の日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 14時29分）